

議題（１）実証運行について

１．運行計画

（１）運行ルート

ルート名称	左回り（運行距離、時間）	右回り（運行距離、時間）
緑ルート（西部北循環）	13.7 km、56分	
桃ルート（西部南循環）	14.2 km、56分	
赤ルート（中部循環）	15.3 km、57分	13.5 km、52分
青ルート（東部北循環）		23.8 km、90分
黄ルート（東部南循環）	17.7 km、64分	18.2 km、70分

運行ルート及び停留所は、別紙 1 - 1（運行ルート図・模式図）、
別紙 1 - 2（停留所一覧表）のとおりとする。

（２）運行ダイヤ

運行日は、365日毎日運行する。

運行ダイヤは、別紙 1 - 3のとおりとする。

一部微修正をする場合がある。

2. 運賃等

(1) 乗車料金及び乗車券の種類

種 類		乗車料金	備 考
普通運賃		200 円	
割引運賃	小児(小学生以下)	100 円	無賃運送は阪急バス運送約款と同じ
	高齢者(70 歳以上)	100 円	市・協議会発行の証明書を提示
	障害者(介護人含む)	100 円	精神障害者も割引対象とし手帳を提示
乗継運賃		100 円	現金のみ(新たなバスルート間及び箕面森町線、当日の別ルートに乗車した証明書の提示)
	高齢者、障害者、小児	50 円	

種 類		乗車料金	備 考
回数券	1 0 0 円券 1 1 枚綴り	1,000 円	割引率は阪急バスと同じ
	1 0 0 円券 2 8 枚綴り	2,500 円	
	2 0 0 円券 1 1 枚綴り	2,000 円	
	2 0 0 円券 2 8 枚綴り	5,000 円	
定期券	1 ヶ月	8,400 円	$200 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 30 \text{ 日} \times 0.7$
	3 ヶ月	23,940 円	$200 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 90 \text{ 日} \times 0.7 \times 0.95$
	6 ヶ月	45,360 円	$200 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 180 \text{ 日} \times 0.7 \times 0.9$
定期券 (高齢者、障 害者、小児)	1 ヶ月	4,200 円	$100 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 30 \text{ 日} \times 0.7$
	3 ヶ月	10,710 円	$100 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 90 \text{ 日} \times 0.7 \times 0.85$
	6 ヶ月	18,900 円	$100 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} \times 180 \text{ 日} \times 0.7 \times 0.75$
阪急バス 共用	回数カード	-	
	スルッと KANSAI カード	-	
	IC カード	-	
	グランドパス 6 5	-	
	スクールパス	-	

定期券は月極定期ではなく、日付による定期とする。

(2) 乗車券の販売

新たなバス車内

- ・新たなバス専用の回数券、阪急バスの回数カードとする。
- 粟生団地案内所(阪急バス直営:月末3日、月初2日)
- ・新たなバス専用の回数券、阪急バスの回数カードとする。
 - ・新たなバス専用の定期券、阪急バスの定期券(グランドパス65含む)とする。

箕面駅交通案内所(阪急電鉄設置、箕面観光協会運営)

- ・新たなバス専用の回数券、阪急バスの回数カードとする。
 - ・新たなバス専用の定期券とする。
 - ・観光協会への販売委託の手数料は、5%とする。
- 開設までの間は、箕面駅前観光案内所で販売。

その他の販売所
商工会議所と協議中。

3. 施設・設備

(1) バス車両

使用するバス車両は、車いす対応の小型ノンステップバス7台とする。
搭載機器は、現金他各種の運賃支払に対応できる機器、乗り継ぎ等に対応できる機器を搭載する。

(2) 乗り継ぎ

乗り継ぎは、利用したルート及び日付がわかる乗継券を自動で発行するものとし、当日の別ルートに乗り継いだ場合は、乗継券と合わせて乗継運賃を現金で支払うものとする。

乗継券は、利用促進として商業者が帰りの運賃相当分の回数券を渡すことができるように、バス利用したことがわかる乗車証明も兼用できる名称(乗車証明券)を併記する。

(3) バスロケーション・バス車内のデジタルサイネージ

バスロケーションシステムとして、バス運行開始時は端末機器を携帯し、通信開始する。

阪急バスと同様のバス車内のデジタルサイネージを設置するための電源等を確保する。

(4) バス停標識・バス停上屋ベンチ

バス停標識は、置き型又は埋め込み型とし、全てのバス停で新設する。

バス停上屋・ベンチは、松寿荘付近のバス停2箇所及び市役所前1箇所とする。

4. 実証運行

(1) 全般

平成22年9月1日に実証運行を開始する。

安全かつ円滑なバス輸送サービスを確保し、利用者の利便性向上を図る。

特に、実証運行開始時は、積み残し等の可能性もあることから、予備車1台を投入して臨機に対応する。

(2) 運行実績の報告(毎月)

利用人数として、各バス停の利用者数(乗降人数)、乗り継ぎの利用者数を報告する。

収入として、現金、回数券、定期券、回数カード、ICカード等、グランドパ

ス65、スクールパス別の収入を報告する。

(3) その他の報告(随時)

積み残し、運休、遅延等が発生した場合は、理由等を付して報告する。
事故、苦情等が発生した場合は、理由等を付して報告する。

(4) 清算

収入は、次のとおりとし、月ごとに集計する。

- ・現金、回数券及び定期券は、販売した額とする。但し、払い戻しは控除する。
- ・回数カード、ICカードは、利用者数に乗車料金を乗じた額から割引率を控除した額とする。
- ・スルッとKANSAIカードは、利用者数に乗車料金を乗じた額とする。
- ・グランドパス65は、利用者数に1乗車あたりの平均単価(昨年度実績単価)を乗じた額とする。
- ・スクールパスは、スクールパス200の販売実績額とする。

5. 実証運行契約等

(1) 協定書

第5回箕面市地域公共交通活性化協議会で承認された事項に基づき、平成22年6月7日に阪急バス株式会社と「箕面市域における新たなバスの実証運行事業に関する協定書」を締結。(別紙1-4参照)

(2) 実証運行委託契約

第7回箕面市地域公共交通活性化協議会で承認された事項に基づき、実証運行経費について、国の社会資本整備総合交付金の交付申請を行い交付決定後、市への補助金交付手続きを行い、8月上旬に阪急バス株式会社と契約予定。